



消費期限？賞味期限？



梅雨の時期や夏場は食べ物が傷みやすい季節ですが、加工食品に表示されている「消費期限」と「賞味期限」の違いって知っていますか？

消費期限と賞味期限の違いを正しく理解しましょう



◆ 消費期限は「安全に食べられる期限」

消費期限とは、腐敗などの品質劣化によって安全性を欠くことになるおそれがない期限です。弁当やサンドイッチ、生麺など傷みやすい（品質が劣化しやすい）食品に表示されています。

消費期限を過ぎた食品は食べないようにしてください。

◆ 賞味期限は「おいしく食べられる期限」

賞味期限とは、おいしく食べられる期限の目安です。スナック菓子やカップ麺、ソーセージなど品質の劣化が比較的緩やかな食品に表示されています。

賞味期限を過ぎるとすぐに食べられなくなるわけではありません。

◆ 開封してしまったら？

消費期限も賞味期限も、袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合の期限です。

一度開けてしまった食品は、品質が急激に劣化するので、**期限に関係なく早めに**食べるようにしましょう。

ワンポイントアドバイス

◆ 消費期限と賞味期限はどうやって決めているの？

消費期限と賞味期限は、食品の特性や品質変化などの情報を把握している製造業者や加工業者、販売業者等が**科学的・合理的な根拠**に基づいて適正に設定しています。また、これらの期限設定を行う事業者の参考となるように、厚生労働省と農林水産省が「**食品期限表示の設定のためのガイドライン**」を定めています。



契約トラブルなど「こんなのアリ？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999
都城支所 0986-24-0999
いやや 延岡支所 0982-31-0999

【消費者ホットライン】 **188**（お近くの相談窓口（市町村または県消費生活センター）にナビダイヤルでつながります。）

